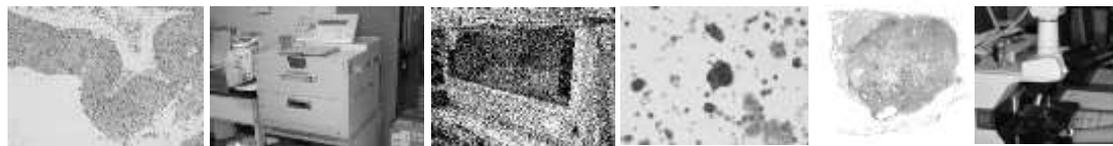


医療技術部病理技術課



私たちの業務とは

病理組織診断は、治療方針に大きく関わる重要な診断です。的確な病理組織診断を行うには適正な病理組織標本作製が不可欠であり、そのためには正しい知識と技術が要求されます。私たち病理検査に携わる臨床検査技師は、病理認定技師（日本臨床検査技師会・日本病理学会による）、国内および国際の細胞検査士認定（日本臨床細胞学会による）を全員が取得しており、学会での発表や研修会への参加により日々研鑽を重ねております。

病理組織標本作製

顕微鏡でみるためには、採取した検体を薄く切る、ガラスに張り付ける、染色、カバーの操作が行われます。



組織検体にパラフィンを浸透させ冷却後マイクロームという機器で薄く切ります。



ガラスに貼りつけ、染色機により核と細胞質を染め分けます。



病理医師が顕微鏡を使って診断します。

細胞診検査

組織検査に比べ簡単に検査ができます。

人体の様々な細胞が対象となります。

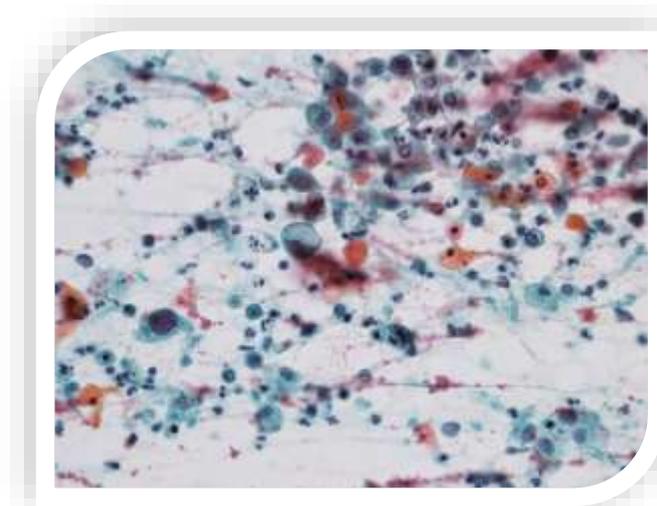
(尿、痰、子宮頸部、子宮体部、胸水、腹水、乳腺、甲状腺、胆管、胆汁、他)

細胞検査士が異常細胞を見つけ出し細胞診専門医と検閲し最終判定します。

細胞診の行程

1. 標本作製：細胞を集めスライドガラスに塗抹する
2. 固定：95%エタノール
3. 染色：パパニコロウ染色です
4. 封入：塗沫された細胞をカバーガラスで覆います。
5. 鏡検：顕微鏡にて細胞を観察し細胞を判定します。

認定細胞検査士（国内・国際）が検査しています。



細胞診標本中に認められた扁平上皮癌細胞